

平成29年度 安全衛生管理要綱

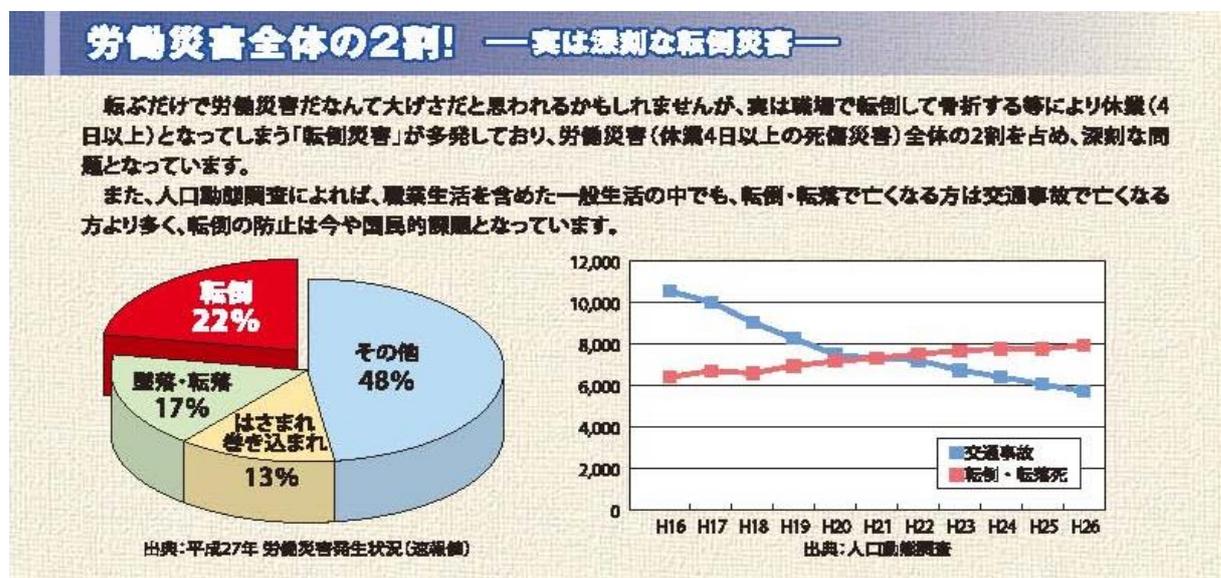
【はじめに】

相変わらず建設業における労働災害は断トツで「墜落・転落災害」である。ですが、近年の安全対策活動強化のかいもあり、順調な減少傾向が続いている。

話は変わるが、最近の作業所で共通して感じることがある。とにかく「暗い」という事。作業所における仮設照明は主体工事に設置義務があり、その主たるものは建築工事である。その理由が仮設費用なのかどうかは分からないが、ゼネコンが違えど総じて「暗い」。

各作業所において主体工事へ指摘事項として進言するなど活動は続けているが、現状として改善される目途がついていないのが現状のほとんどである。

実は建設業における労働災害で「墜落・転落災害」に続く事例は「転倒災害」である。増大傾向にあるともいえる原因の一端に「仮設照明が暗い」があることは間違いない。



そのような現状をふまえ、主体工事に頼ることなく現状の改善に努める必要があると当会では考えるに至り、他の災害防止活動は元より「転倒災害防止」を最重点課題として対応していく。

転倒災害防止のためのチェックシート

転倒の危険をチェックしてみましょう!

(記入例)

1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐熱性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

問題のあったポイントは「安全委員会」などで意見を出し合い改善しましょう!

出典:厚生労働省リーフレット

【基本方針】

安全衛生意識を高める事により全体の安全衛生活動が活発化し、より充実した安全活動を行う事によって建設事業場における労働災害防止を図り、(株)中川工業所以下の安全衛生管理水準の向上に努める。

【管理目標】

「基本的な安全活動への取組意識の向上」

【重点推進項目】

- ① KY活動・TBM・作業手順の確認・安全活動への取組み意識レベル向上
- ② 安全衛生教育の実施
- ③ 作業上必要な技能講習・特別教育の受講
- ④ 転落災害などの高所作業に伴う災害発生防止対策
- ⑤ 小規模工事作業場における安全管理対策強化

【重点推進項目 実施要領】

- ① KY活動・TBM・作業手順の確認・安全活動への取組み意識レベル向上
 - 1) リスクアセスメント教育を受講する
 - 2) 各種安全活動の意義を教育し、強制ではなく自主的に各種活動に取り組む活動を行う
 - 3) ヒヤリハットに遭遇した際、ネガティブではなくポジティブに考え、同様のケースにおける災害発生を未然に防ぐために遭遇したヒヤリハット体験を積極的に報告する
- ② 安全衛生教育の実施
 - 1) 送出し教育・新規入場時教育を新規入場作業開始前に必ず行う
 - 2) 搬入業者への送出し教育（搬入ルートや来所時の注意事項など）を実施する
 - 3) 脚立や立馬の適正な使用方法など、有資格者作業が必要となるもの以外について教育を行い、安全意識レベル統一化を図る
- ③ 作業上必要な技能講習・特別教育の受講
 - 1) 作業所における有資格者作業を徹底する
 - 2) 作業上必要な技能講習・特別教育を把握し、積極的に受講・取得する
 - 3) 建築工事（主体工事）で開催する安全教育会にも積極的に参加する
- ④ 転落災害などの高所作業に伴う災害発生防止対策
 - 1) 安全帯などの保護具点検を定期的実施する
 - 2) 正しい装着方法や使い方を作業員全員に教育する
 - 3) ダブルランヤード式安全帯（2丁掛け）の推進、積極的な取り組み
- ⑤ 小規模工事作業場における安全管理対策強化
 - 1) 小規模工事に応じた安全管理方法の確立
 - 2) 安全意識向上を目的とした教育・訓練を実施する
 - 3) 安全作業に伴い必要となる設備等の整備

【安全目標の設定・推進】

各作業所において、該当する期間の作業内容に応じた安全目標（週間または月間）を設定し、周知を行う。また、以下を（株）中川工業所安全衛生協力会月間安全目標とし、同様に周知を行う。

① 5月～6月 電気災害の防止

- 1) 電動工具を使用する際には、必ずアースの設置状況を確認する
- 2) 電動工具は3芯または二重絶縁を施したものを必ず使用する
- 3) 電動機類の使用前点検実施の徹底
- 4) 雨天時など体が濡れた状態で作業を行う場合は、感電対策や器具類の防雨措置を徹底する
- 5) 既設電力を借用する場合は、漏電ブレーカーを必ず設置する

② 7月～8月 熱中症被災防止対策の徹底

- 1) 店社や各作業所において、熱中症の症状・予防方法・救急措置について労働衛生教育を実施する
- 2) WBGT値（予報）の周知を行うなど、事前に対応できる方法を実施する
- 3) 作業所内に日陰や涼しい休憩場所を設置する
- 4) 作業開始前の健康状態確認、作業中の巡回、作業員全員の退場確認を徹底する
- 5) 作業員本人は、前日からの体調管理（規則正しい生活）を心掛ける

③ 9月～10月 墜落・転落災害の防止

- 1) 安全帯の一斉点検を実施し、変形・損傷がある、一度でも大きな衝撃を受けた事がある安全帯は使用しない
- 2) 高所作業時における安全帯使用の徹底や、作業床高さ2m未満であっても積極的に使用する
- 3) 作業台への昇降時に道具や資材を持たない
- 4) 高所作業台の使用前点検を必ず実施する

④ 11月 火災・爆発災害の防止

- 1) 作業所における火気使用作業代替工法の検討、採用の推進
- 2) 火気使用作業前に作業計画を作成し、火災防止対策を入念に検討する
- 3) 作業完了直後・1時間後の消火確認点検実施
- 4) 作業計画等により定められたルール遵守の徹底
- 5) 危険物の保管状況と点検整備を徹底し、有資格者による保管管理を徹底する

⑤ 12月～1月 年末年始無災害運動の推進

- 1) 長期休暇対策（火災・飛散防止措置、盗難対策）の徹底
- 2) 健康管理の徹底
- 3) 保護具・電動工具類の使用前点検実施
- 4) 整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）の実施

⑥ 2月～3月 建設機械・クレーン作業による災害の防止

- 1) 建設機械の使用前点検徹底
- 2) 建設機械の用途外使用禁止・有資格者作業の徹底
- 3) 作業前に作業計画を作成し、作業内容に適した建設機械を選定する
- 4) 揚重作業時には旋回範囲立入禁止措置、または旋回作業周知を徹底する

⑦ 4月 交通労働災害の防止

- 1) 飲酒運転は絶対にしない（同乗もしない）、見過ごさない
- 2) 通行ルート規制などは遵守し、第三者優先を徹底する
- 3) 走行中の携帯電話使用禁止を徹底し、電話をかける側も配慮する
- 4) 過積載による重量物運搬は行わない